

地理空間情報活用推進基本法第 2 条第 3 項に基づき定める国土交通省令 に関する意見募集結果の取りまとめ

主なご意見の要旨	ご意見に対する考え方
1. 基盤地図情報の項目を定める省令に関する意見	
(ア) 項目の追加	
オルソ画像等、より多くの項目を基盤地図情報の項目として追加すべき。	基本法の趣旨を踏まえ、地理空間情報の位置を定めるための基準となるものとして、座標の基準になるもの、基礎的かつ遍在性の高いもの、地理識別子としての機能を有するもの等、適切な項目を選択しています。オルソ画像は個別の地理空間情報を独立に切り分けたものではないため、基本法においては、オルソ画像は基盤地図情報とは別の概念のものとして整理されております。 なお、オルソ画像については、地理空間情報の活用を図るために非常に有用であることから、その整備・提供の方策等について今後検討して参りたいと考えています。
(イ) 項目の内容	
基盤地図情報の項目の内容について、法定図書等の既存の地図情報が有効活用されるように運用すべき。	基盤地図情報の整備においては、法定図書をはじめとした既存の地図情報が有効活用されることが重要であります。いただいたご意見については、今後の運用の参考にして参りたいと考えています。
(ウ) その他	
基盤地図情報と総務省が規定する「共用空間データ」について、その概念を統一すべき。	基盤地図情報と「共用空間データ」は、基本的に統一された概念に基づいています。

2. 基盤地図情報が満たすべき基準を定める省令に関する意見	
(ア) 測量成果の種類に関する基準	
基盤地図情報の整備や更新において、民間活力による成果や創意工夫を積極的に活用・助成していくべき。	民間測量の成果の活用については、公共測量への活用も含めて検討を進めているところです。いただいたご意見については、今後の検討の参考にして参りたいと考えています。
(イ) 測量成果の精度に関する基準	
基盤地図情報の位置精度の基準について、一律に設定するのではなく、項目や地域ごとに設定すべき。	現在の基準は、基盤地図情報の早期の整備を図る観点から、最低限満たすべき位置精度を定めたものです。なお、より高い精度の情報が存在する場合については、基本的にそれを利用することが適当である旨を基盤地図情報の整備に係る技術上の基準で規定すべきものと考えます。
基盤地図情報の位置精度の基準について全国を2500レベルで整備する等、より高い精度に設定すべき。	現在の基準は、基盤地図情報の早期の整備を図る観点から、広域に整備されている地図の縮尺を踏まえた位置精度を定めております。なお、より高い精度の情報が存在する場合については、基本的にそれを利用することが適当である旨を基盤地図情報の整備に係る技術上の基準で規定すべきものと考えます。
「誤差」の意味を明確にすべき。	測量等における一般的な用語として「誤差」という言葉を用いました。本省令における「誤差」は標準偏差のことです。
(ウ) その他	
基盤地図情報が満たすべき基準に有効期限を追加すべき。	基盤地図情報の更新の際に、新しい情報が得られた場合にはこれを用いますが、地域の特性等により更新間隔に違いがあり、一律の有効期限を設けることは適切ではないと考えています。

基盤地図情報が満たすべき基準として、標準コードの体系、データ構造、属性等、より細かなことまで規定すべき。	基盤地図情報の詳細な仕様の規定については、その必要性も含め、今後、検討して参りたいと考えています。
省令の定期的見直しを明記すべき。	本省令においては、定期的な見直しは明記しておりませんが、今後の社会のニーズ等の推移を踏まえ、必要に応じて見直したいと考えています。
基盤地図情報の項目ごとに、整備・更新主体を明確にすべき。	基盤地図情報の整備・更新主体は、地域ごと、項目ごとに様々となることが想定されることから、限定はしていません。